

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:芝 将宏

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9 番地 3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

司法書士の懲戒の運用に改善通知！

全国会員の皆様に久しぶりに朗報を伝えることができます。司法書士に対する懲戒処分について、加藤法務副大臣の指示により大臣訓令の運用改善を促す通知が、法務省民事二課長より各懲戒担当部に対して出されました。

(また同時に、補佐官より補足説明が各法務局の懲戒担当課長宛てでメールにて発出されたとのこと。入手未了)

この数年来急増した司法書士に対する懲戒問題に対し、当政治連盟は重大な危機的意識を持って、懲戒制度の改善を求め一刻を争う運動してまいりました。日々公表される懲戒事例の中には、形式的違反のみによるものや実質的損害の全くない事例が多く含まれ、特に本人確認違反においては、待たなし問答無用の業務停止処分がなされるなど、司法書士の生活と人権を無視した懲戒処分が為されてきました。

昨年 7 月、政連関東ブロック協議会で、千葉政連が重要議題として提案し、決議された「法務大臣訓令の見直し」を各方面に働きかけ、特に本年 4 月には、千葉法務大臣・加藤法務副大臣に強く要望してまいりました。

大臣・副大臣は、我々の置かれている現状に対し、一刻も早く改善する必要性を理解され、加藤副大臣がこの問題を取り仕切ることになりました。その後約 5 ヶ月を要しましたが、内閣改造を目前に運用改善通知が出されました。副大臣の政治主導によるご決断に、二課が動き実現したものであり、心から感謝を申し上げる次第である。

このたびの通知は、運用改善という段階ですので、懲戒問題が真に解決したとは言えません。大臣訓令自体の見直し、さらには法改正へと我々は運動を進めてまいりますが、当面の措置として、この通知が司法書士の業務と生活を脅かす元凶を改善の方向へ向けてくれたことに、素直に喜びを表明したいところです。

法務省民二第 2 2 3 7 号

平成 22 年 9 月 9 日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について (通知)

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分については、平成 19 年法務省民二訓第 1081 号及び第 1082 号 (以下「訓令」という。) の別表を標準として行うものとする (訓令第 3 条) が、具体的事案における情状等により加重及び軽減等を行うことができるものとしています (訓令第 4 条)。

ところが、具体的事案における情状等を考慮せずに訓令の別表をそのまま適用するなど、懲戒処分の運用が硬直的な事案も見受けられますので、懲戒処分を行うに当たっては、具体的事案の個別事情を十分に踏まえた柔軟な運用をする必要があります。

については、訓令第 4 条の情状等による加重及び軽減等を行う際には、例えば、下記の点を考慮要素とするのが適切と考えます。

なお、懲戒処分を行うに当たっては、客観的資料等により認定することができる事実を処分の対象となる事実とし、懲戒処分書においては、その事実及びどのような情状を加味して量定がされたのかを明らかにすべきことは当然のことですので、この点についても留意願います。

記

- 1 当該非違行為による関係者及び社会に与える影響の大きさ (例えば; 当該非違行為が原因で関係者に経済的な損失が生じたか否か、生じた場合はその多寡)
- 2 当該非違行為の動機及び態様の悪質性 (例えば、当該非違行為が反復継続されてきたものか、一回限りのものか)
- 3 被処分者が非違行為の調査に当たって自らの行為を申告する等調査に協力したかどうか